

札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、 試験及び進級取扱いに関する規程

平成19年4月1日規程第97号

(趣 旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、医学部の教育課程及び授業科目の履修方法を定めるとともに、学則に定めるもののほか、試験及び進級の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の基本的考え方)

第1条の2 本学の教育課程は、多様化する医学と医療の進歩に対応し、社会の要請に応えうる臨床能力と技術を備えた人間性豊かな医師の育成並びに医学研究者となるための基礎を培うことができるものとするとともに、医学と医療の進歩及び向上に資するよう適宜必要な見直しに努めるものとする。

(教育課程)

第2条 教育課程は、別表第1のとおりとする。

(科目の履修方法)

第3条 学生は、前条に規定する教育課程において、現に在籍する当該学年の科目を履修しなければならない。

2 第12条又は第13条の規定に基づき原級留置となった学生は、翌年度に当該学年の全科目（科目コーディネーター及び教務委員会が、単位を修得したものとみなした科目を除く。）を履修するものとする。

(履修の制限)

第3条の2 次の各号に定める授業科目については、履修条件を設け、条件を満たさないときは当該科目の履修を制限する。

- (1) 別表第1【平成29年度第1～4学年適用】に定める第4学年科目「臨床実習」は、第4学年科目「医学概論・医療総論4」、「医学概論・医療総論5」及び「臨床入門」の全単位を修得していることを履修条件とする。
- (2) 別表第1【平成29年度第1～4学年適用】及び【平成29年度第5～6学年適用】に定める第6学年科目「総合講義」は、第6学年科目「臨床実習」の必修選択科目群で必要単位を修得していることを履修条件とする。

(履修届)

第4条 選択科目の履修に当たっては、選択科目履修届（別記第1号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 前項により届け出た科目を他の科目に変更する場合又は履修を取り消す場合は、選択科目履修変更（取消し）届（別記第2号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
- 3 学部長は、前2項の届出があったときは、医療人育成センター長に通知するものとする。

（単位の計算方法）

第5条 各科目の単位は、次の各号の区分に応じて各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義 15時間をもって1単位
- (2) 演習 30時間をもって1単位
- (3) 実験、実習（臨床実習を除く。）及び実技 45時間をもって1単位
- (4) 臨床実習 30時間をもって1単位

（既修得単位等の認定）

第6条 学則第14条の規定に基づき、他の大学、短期大学又は高等専門学校において修得した単位を、本学における科目の履修により修得したものとみなすことを希望する者は、既修得単位認定申請書（別記第3号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、30単位を限度としてこれを認定する。

3 学則第13条及び第14条第2項に規定する文部科学大臣の定める学修として、本学における科目の履修とみなすものは、国際教育交換協議会が認定するTest of English as a Foreign Language (TOEFL) とし、認定する科目及び単位数は別に定める。

4 前項による単位認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第4号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。

6 学部長は、外国人留学生が入学するに当たって受験した日本語能力試験の結果が特に優れている場合には、教授会の議を経て、日本語に係る科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

7 前2項に基づき認定する単位は、第2項の規定により認定する単位と合算して30単位を限度とする。

8 学部長は、第2項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目並びに第5項及び第6項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

（試験）

第7条 試験は、定期試験、中間試験、共用試験CBT（Computer Based Testing：コンピュータによる多選択肢試験）、共用試験OSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）、Advanced OSCE、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技その他科目コーディネーターが別に指定する方法により行うものとする。

2 前項の試験は、それぞれ次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後に行うものとする。
- (2) 中間試験 必要に応じ随時行うことができるものとする。
- (3) 共用試験CBT及び共用試験OSCE 臨床実習に参加する学生に必要な基本的知識の理解度及び

診察、技能及び態度の到達度を評価するために、別表第1に定める第4学年科目「臨床入門」の所定の授業終了後に行うものとする。なお、試験問題は公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施するものとする。

- (4) Advanced OSCE及び卒業試験 卒業時に必要な臨床上の知識と技能の到達度を評価するために、別表第1に定める第6学年科目「総合講義」の所定の授業終了後に行うものとする。
- (5) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第5号様式）を当該科目の科目コーディネーターに提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。
- (6) 再試験 定期試験、追試験、共用試験CBT、共用試験OSCE、Advanced OSCE、又は卒業試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について行うことができる。

3 試験の期日は、原則として、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる期日までに掲示するものとする。

- (1) 定期試験 試験実施の2週間前
- (2) 共用試験CBT、共用試験OSCE、Advanced OSCE及び卒業試験 試験実施の2ヶ月前

（試験に係る受験料）

第7条の2 共用試験CBT及び共用試験OSCEに係る受験料は、学生の負担とし、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構に支払うものとする。

（試験その他の審査を受ける資格）

第8条 試験その他の審査を受けるために必要となる学則第15条第2項に規定する所定の期間の計算は、次の各号の履修時間によるものとする。

- (1) 講義及び演習授業時間の3分の2以上
- (2) 実験、実習及び実技授業時間のすべて

2 特別の理由により前項各号の期間に満たない者については、当該科目のコーディネーターが成業の見込があると認め、かつ、教授会の議を経て学部長が承認した場合に限り、前項の規定にかかわらず、試験その他の審査を受けることができるものとする。

（再試験の受験資格）

第9条 次に掲げる再試験は受験することができない。

- (1) 試験における不正行為により不合格となった科目の再試験
- (2) 第1学年から第4学年までの定期試験において、第12条第1項及び第2項の試験の不合格の科目数が一定数以上となった場合における再試験

（共用試験の受験資格）

第10条 共用試験CBT及び共用試験OSCEは、共用試験実施前の第4学年後期までの必修科目全単位（「医学概論・医療総論4」、「医学概論・医療総論5」及び「臨床入門」を除く。）を修得している場合

に受験することができる。

(成績評価の基準)

第11条 試験（共用試験CBT、共用試験OSCE、Advanced OSCE、及び卒業試験を除く。）その他の審査により行う成績評価は、当該科目ごとに100点を満点とし、次の区分とする。

- (1) 優 80点以上
 - (2) 良 70点以上80点未満
 - (3) 可 60点以上 70点未満
 - (4) 不可 60点未満
- 2 前項第1号から第3号までに該当する場合は合格とし、第4号に該当する場合は不合格とする。
- 3 共用試験CBTは、全国医学部長病院長会議が提示する全国一律の推奨最低合格ラインに基づき、本学が合否を判定する。
- 4 共用試験OSCE、Advanced OSCEについては、試験で実施するすべての分野において満点の6割以上の点数の場合に合格とする。
- 5 卒業試験は、総合点の6割以上の点数の場合に合格とする。
- 6 再試験において、合格した場合の成績・評点は60点とする。

(進級の制限)

第12条 進級判定においては、次の各号のいずれかに該当する者は、進級させないものとする。

- (1) 第8条の規定により定期試験その他の審査を受ける資格がない者
 - (2) 実験、実習及び実技科目が不合格の者
 - (3) 定期試験の本試験において、不合格の科目数が一定数以上の者
 - (4) 定期試験の再試験（別表第1に定める第1学年の人文系の選択必修科目群で必要単位を満たしている場合及び自由選択科目を除く。）において、1科目以上不合格の者
 - (5) 第1学年において、別表第1に定める同学年の人文系の選択必修科目群の所定の単位数を修得していない者
 - (6) 別表第1に定める第4学年科目「医学概論・医療総論4」「医学概論・医療総論5」「臨床入門」のうちいずれかの科目が不合格の者（第5学年への進級の場合に限る。）
 - (7) 別表第1【平成29年度第1～4学年適用】に定める第4学年科目「臨床実習」のうちいずれかの科目が不合格の者（第5学年への進級の場合に限る。）
 - (8) 別表第1に定める第5学年科目「臨床実習」のうちいずれかの科目が不合格の者（第6学年への進級の場合に限る。）
 - (9) 学年ごとの修学及び出席状況から、進級後の修学が困難と判断される者
 - (10) 試験において不正行為を行ったことにより、当該科目が不合格の者
- 2 第1項第3号の判定対象科目及び不合格科目数は、別表第2のとおりとする。
- 3 第1項のいずれかに該当する者は原級に留まるものとし、当該者の進級要件は現に在籍する学年の要件による。

(卒業の制限)

第13条 別表第1に定める第6学年の授業科目で必要単位を修得していない者は、卒業させないものとする。

2 前項の者に関する取り扱いは、別に定める。

(同一学年の在学年限)

第14条 学則第9条第1項の規定に基づき、同一学年の在学年数は、2年を超えることができない。ただし、学部長が特別の理由があると認める場合には、教授会の議を経て延長することができる。

(進級及び卒業等の判定)

第15条 第12条第1項、第13条第1項及び第14条の規定に基づく場合の進級及び卒業の判定は、卒業認定日の直前の教授会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第23号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規程第47号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規程第6号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 (平成23年4月1日規程第84号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第1号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 施行日以降に入学した者に認定する科目及び単位数については、当分の間、第6条第3項第1号及び第3号の規定は、適用しない。

附 則 (平成25年9月19日規程第57号)

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規程第2号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成26年度第1学年に適用するもの

とし、平成26年度第2～6学年には適用しない。

附 則（平成27年3月16日規程第3号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号および第2号、第12条第1項第7号については、平成27年度第1～2学年に適用するものとし、平成27年度第3～6学年には適用しない。

附 則（平成28年3月16日規程第4号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成28年度第1～3学年に適用するものとし、平成28年度第4～6学年には適用しない。

附 則（平成29年3月15日規程第19号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成29年度第1～4学年に適用するものとし、平成29年度第5～6学年には適用しない。

別表第1（第2条関係）【平成29年度第5～6学年適用】その1

別表第1（第2条関係）【平成29年度第5～6学年適用】その2

別表第1（第2条関係）【平成29年度第1～4学年適用】その1

別表第1（第2条関係）【平成29年度第1～4学年適用】その2

別表第2（第12条関係）【平成29年度第5～6学年適用】

別表第2（第12条関係）【平成29年度第1～4学年適用】

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第7条関係）

札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程
(平成19年4月1日規程第98号)

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学学則(平成19年規程第50号。以下「学則」という。)第12条の規定に基づき、保健医療学部の教育課程及び授業科目の履修方法を定めるとともに、学則に定めるもののほか、試験及び進級の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の基本的な考え方)

第1条の2 本学部の教育課程は、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実と社会の発展に貢献しうる実践力を備えた人間性豊かな看護師・保健師、理学療法士、作業療法士を育成するとともに、研究活動の基礎的な能力を培うものとする。教育課程は、専門分野の発展と社会の変化に即して適宜必要な見直しを行うものとする。

(教育課程)

第2条 各学科の教育課程表は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 看護学科教育課程表 別表第1
- (2) 理学療法学科教育課程表 別表第2
- (3) 作業療法学科教育課程表 別表第3

(科目の履修方法及び履修手続)

第3条 学生は、各学年ごとに定められた科目を履修するものとする。

- 2 必修科目及び選択科目の履修に当たっては、教務事務システムにより所定の期日までに届け出るものとする。
- 3 前項により届け出た選択科目を他の科目に変更する場合は、履修を取り消す場合は、所定の期日までに教務事務システムにより届け出なければならない。
- 4 学部長は、前2項の届出があったときは、医療人育成センター長に通知するものとする。

(単位の計算方法)

第4条 各科目の単位数は、次の各号の区分に応じて各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義 15時間から30時間をもって1単位
- (2) 演習 30時間をもって1単位
- (3) 実験、実習及び実技 45時間をもって1単位

(既修得単位等の認定)

第5条 学則第14条の規定に基づき、入学前に本学、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において修得した単位を、本学における科目の履修により修得したものとみなすことを希望する者は、既修得単位認定申請書(別記第1号様式)を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、60単位を限度としてこれを認定する。
- 3 学則第13条及び第14条第2項に規定する文部科学大臣の定める学修として、本学における科目の履修とみなすものは、次の各号に掲げる団体等が認定する各号の検定等とし、認定する科目及び単位数は別に定める。

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会 実用英語技能検定
- (2) 国際教育交換協議会 Test of English as a Foreign Language (TOEFL)
- (3) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会 Test of English for International Communication (TOEIC)

- 4 前項による単位の認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書(別記第2号様式)を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。
- 6 前項に基づき認定する単位は、第3項の規定により認定する単位と合算して60単位を限度とする。
- 7 学部長は、第2項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目並びに第5項及び第6項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

(試験)

第6条 試験は、定期試験、中間試験、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技により行うものとする。

- 2 前項の試験は、それぞれ次の各号のとおり行うものとする。
 - (1) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後行うものとする。
 - (2) 中間試験 必要に応じ随時行うことができるものとする。
 - (3) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第3号様式）を当該科目の科目担当責任者に提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。
 - (4) 再試験 定期試験又は追試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について1回に限り行うことができる。ただし、不正行為を行ったことにより不合格となった科目については、再試験を実施しない。
- 3 定期試験の期日は、原則として試験実施の2週間前までに掲示するものとする。

(試験その他の審査を受ける資格)

第7条 試験その他の審査を受けるために必要となる学則第15条第2項に規定する所定の期間は、授業時間数の3分の2以上の期間とする。

- 2 特別の理由により前項に定める授業時間数に満たない者については、当該科目の科目担当責任者が成業の見込があると認め、かつ、教授会の議を経て学部長が承認した場合に限り、前項の規定にかかわらず、試験その他の審査を受けることができるものとする。

(成績評価の基準)

第8条 試験その他の審査により行う成績評価は、次の区分とする。

- (1) 優 80点以上100点以下
 - (2) 良 70点以上80点未満
 - (3) 可 60点以上70点未満
 - (4) 不可 60点未満
- 2 前項第1号から第3号までに該当する場合は合格とし、第4号に該当する場合は不合格とする。

(単位の授与等)

第9条 科目担当責任者のほか担当教員がいる科目の成績評価又は科目修了の認定及び単位の授与を行うときは、科目担当責任者及び担当教員の合議によるものとする。

(進級制限)

第10条 2年次後期終了時まで所定の科目を履修し、所定の単位数を修得しなければ、3年次へ進級することができない。

- 2 2年次終了までに6年を超えて在学することはできない。

(不合格科目の再履修)

第11条 学生は、不合格となった科目について、当該科目の科目担当責任者と協議の上、再履修するものとする。

(履修制限科目)

第 12 条 実習科目については、当該科目の履修前に単位を修得すべき科目を別に定めるものとする。

(転入学又は編入学に係る既修得単位等の認定)

第 13 条 学則第 20 条の許可を受けて本学に転入学又は編入学をしようとする者は、既修得単位認定申請書（別記第 4 号様式）に、本学、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において修得した単位を本学における科目の履修により修得したものと認定するために必要な書類を添えて、所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、これを認定する。

3 学則第 20 条の許可を受けて本学に転入学又は編入学をしようとする者が、その転入学又は編入学の前に本学における科目を履修したとみなすものは、次の各号に掲げる団体等が認定する当該各号に定める検定等とし、認定する科目及び単位数は別に定める。

(1) 公益財団法人日本英語検定協会 実用英語技能検定

(2) 国際教育交換協議会 Test of English as a Foreign Language (TOEFL)

(3) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会 Test of English for International Communication (TOEIC)

4 前項による単位の認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第 5 号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。

6 学部長は、第 2 項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目の認定及び前項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規程第 48 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規程第 19 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 12 日規程第 56 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日規程第 8 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日規程第 6 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日規程第 41 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 10 日規程第 47 号）

この規程は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

別表第3 (第2条関係)

別記第1号様式 (第5条関係) (略)

別記第2号様式 (第5条関係) (略)

別記第3号様式 (第6条関係) (略)

別記第4号様式 (第13条関係) (略)

別記第5号様式 (第13条関係) (略)

札幌医科大学大学院医学研究科授業科目履修方法及び単位修得等に関する規程

(平成19年4月1日規程第99号)

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号）第20条第1項、第2項、第21条第1項、第2項及び第24条第2項の規定に基づき、札幌医科大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法及び単位修得の認定等に関し必要な事項を定める。

(教育課程の基本的考え方)

第1条の2 本研究科の教育は、医学研究者として自立し研究活動を行うこと、その他の高度に専門的業務に従事するために必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目指すものとする。

(授業科目の担当教員)

第2条 授業科目の担当教員は、研究指導をする教授及び准教授並びに研究科授業担当教員とする。

2 学位論文の作成の研究指導は、前項の教員のうち、博士課程は研究科の主科目を担当する教授及び准教授、修士課程は、特別研究科目を担当する教授及び准教授が行うものとする。

(履修方法)

第3条 学生は、専攻を構成する領域の授業科目及び共通教育科目について、別表の履修基準に定める単位数を修得しなければならない。

2 次の各号の区分に応じて、各号に定める履修届を、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、第2号に定める様式による場合には、主として履修する科目（以下「主科目」という。）を担当する教授又は准教授の承認を得た上で提出するものとする。

(1) 修士課程 履修しようとする授業科目の履修届（別記第1号様式）

(2) 博士課程 次の区分ごとに定める様式

ア 所属する専攻領域の授業科目のうち学位論文作成の基本となる主科目 別記第2号様式

イ 所属する専攻内又は専攻外の授業科目から主科目における研究遂行上、必要となる知識、技術の補完を目的とする、副として履修する科目（以下「副科目」という。） 別記第3号様式

3 医学研究科委員会の議を経て、研究科長が承認した場合には、国内外の他の大学院や研究機関等における医学に関連する研究を副科目として選択することができる。

(履修科目の変更)

第4条 学生がやむを得ない理由により主科目及び副科目を変更しようとする場合は、主科目を担当する教授又は准教授の承認を得た上で、履修科目の変更願（別記第4号様式）を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の変更は、研究科委員会の議を経て研究科長が許可する。

(単位修得の認定方法)

第5条 授業科目の単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査

等により行う。

2 前項の試験は、口答又は筆答とする。

(成績及び評価基準)

第6条 授業科目の成績及び評価基準は、次の区分とする。

- (1) 優 80点以上100点以下
- (2) 良 70点以上80点未満
- (3) 可 60点以上70点未満
- (4) 不可 60点未満

2 前項第1号から第3号までに該当する場合は合格とし、第4号に該当する場合は不合格とする。

(成績の報告)

第7条 授業科目の担当教員は、学生の成績を評定し授業科目成績評価表(別記第5号様式)により研究科長に報告しなければならない。

2 成績の報告の時期は、次の各号の区分に応じて各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程の1年次及び博士課程の1年次から3年次の学生 毎年3月末
- (2) 前号の学生以外の学生 学位論文提出前

(単位修得の状況報告)

第8条 研究科長は、前条の規定の報告に基づき、研究科委員会に学生の単位修得の状況を報告するものとする。

(職務の代行)

第9条 研究指導をする教授及び准教授が不在の場合は、研究科委員会委員の中から研究科長が指名する教員がその職務を代行する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第226号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月21日規程第59号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月12日規程第45号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年6月17日規程第51号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規程第19号)

この規程は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規程第 6 号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月21日規程第36号）

この規程は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月26日規程第44号）

この規程は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

札幌医科大学大学院保健医療学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程
(平成 19 年 4 月 1 日規程第 100 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学大学院学則（平成 19 年規程第 51 号）第 20 条第 1 項、第 2 項、第 21 条第 2 項、第 3 項、第 23 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、札幌医科大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法及び単位修得の認定等に関し必要な事項を定める。

(教育課程の基本的考え方)

第 1 条の 2 本研究科の教育は、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実と社会の発展に貢献するために、豊かな学識を備えた医療人を育成するとともに、高度な研究能力を培うことを目指すものとする。

(指導教員)

第 2 条 学生の履修及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、学位論文の主たる指導に当たる教員とし、札幌医科大学保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て保健医療学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する。

(履修方法)

第 3 条 学生は、専攻を構成する領域の授業科目及び共通科目について、別表の履修基準に定める単位数を修得しなければならない。

2 学生は、履修しようとする選択科目を、所定の期日までに、選択科目履修届（別記第 1 号様式）により研究科長に届出なければならない。

(既修得単位の認定)

第 4 条 入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修し修得した単位を、本学で修得したものとする認定を希望する者は、所定の期日までに、既修得単位認定申請書（別記第 2 号様式）により研究科長に申請しなければならない。

2 研究科長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、研究会委員会の議を経て、10 単位を限度としてこれを認定する。

(単位修得の認定)

第 5 条 単位修得の認定は、試験又は研究報告等により授業科目の担当教員が行う。

2 前項の認定のうち特別研究又は課題研究は、必要な研究指導を受けた上で学位論文（課題研究の場合は、学位論文又は特定の課題研究の成果。以下同じ。）を作成し、学位論文審査委員会の審査結果に基づき、指導教員が行うものとする。

(成績及び評価基準)

第 6 条 授業科目の成績及び評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 優 80 点以上
- (2) 良 70 点以上 80 点未満
- (3) 可 60 点以上 70 点未満
- (4) 不可 60 点未満

2 前項第 1 号から第 3 号までに該当する場合は合格とし、第 4 号に該当する場合は不合格とする。

(成績の報告)

第 7 条 授業科目担当の教員は、学生の成績を評定し、前期にあつては 9 月末日までに、後期にあつては 2 月末日までに、科目成績評価表（別記第 3 号様式）により研究科長に報告しなければならない。

(研究計画書の提出)

第8条 学生は、学位論文の作成に関して研究計画書を作成し、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第9条 学位論文の提出及び審査並びに最終試験については、札幌医科大学学位規程(平成19年規程第95号)の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規程第25号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月14日規程第44号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日規程第33号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日規程第8号)

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月12日規程第50号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月17日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

札幌医科大学学位規程（平成19年4月1日規程第95号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき本学において授与する学位に関する事項を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（学位及び専攻分野名）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、医学、医科学、看護学、理学療法学及び作業療法学とする。

（学位授与の要件）

第3条 次の各号の区分に応じ、各号に掲げる者に学位を授与することができる。

- (1) 学士 札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）に規定する教育課程を修了して卒業した者
- (2) 修士 札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）に規定する医学研究科修士課程又は保健医療学研究科博士課程前期を修了した者
- (3) 博士 大学院学則に規定する医学研究科博士課程又は保健医療学研究科博士課程後期を修了した者
- (4) 博士（前号の場合を除く。） 大学院学則第28条の規定に基づき学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第2章 大学院修了による学位の授与

（論文の提出）

第4条 前条第1項第2号又は第3号の規定により学位を受けようとする者は、学位論文（保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻専門看護師コースにおいて履修し学位を受けようとする者にあつては、特定の課題研究の成果を含む。以下同じ。）その他の書類を研究科長に提出するものとする。

（論文受理の特例）

第5条 研究科長は、大学院学則第21条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により大学院修了の認定を受けようとする者が前条の規定により学位論文を提出したときは、研究科委員会の議を経て、その受理の可否を決定する。

（最終試験）

第6条 大学院学則第21条第1項から第3項までの規定による最終試験は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

（審査の期限）

第7条 第4条の規定により提出された学位論文の審査は、原則として当該論文受理の日から起算して6月以内に終了するものとする。

第3章 論文提出による博士の学位の授与

(学力試験)

第8条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出して博士の学位を受けようとする者(大学院学則第28条第1項ただし書に該当する者を除く。)には、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために外国語及び専攻学科について口答又は筆答により試験を行うものとする。

2 前項の外国語の試験はあらかじめ行い、専攻学科は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

3 外国語試験を行うため、研究科委員会に学力試験委員会を設けるものとし、その組織等については研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(論文の提出)

第9条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文及びその他の書類並びに北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則(平成19年規程第48号。以下「諸料金規則」という。)に規定する博士論文の審査及び試験に係る手数料を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得して退学した者又は保健医療学研究科博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得して退学した者が、その退学の日から1年以内に学位論文を提出した場合は、博士論文の審査及び試験に係る手数料は徴収しないものとする。

(論文の受理及び審査)

第10条 学長は、前条の規定により提出された学位論文の受理の可否及び審査を研究科委員会に付託する。

(審査の期限)

第11条 受理した学位論文の審査は、原則として、当該論文を受理した日から起算して1年以内に終了するものとする。

第4章 学位論文審査委員会並びに修士及び博士の学位授与の議決

(学位論文審査委員会)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は専攻学科についての試験を行うため、学位論文審査の都度、研究科委員会に学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の組織は、大学院学則第25条の規定に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 審査委員会に主査及び副主査2名を置き、委員の互選により選任する。

4 主査は、審査委員会を統括し、審査委員会の議を経て、論文審査の方法を定め論文審査の要旨等を研究科委員会に報告するものとし、副主査は、主査を補佐する。

5 審査委員会は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、当該論文の訳本、模型、標本等の提出を求めることができる。

(審議)

第13条 研究科委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる事項を審

議する。

- (1) 第3条第1項第2号に該当する者 修士課程又は博士課程前期修了の可否
 - (2) 第3条第1項第3号に該当する者 博士課程又は博士課程後期修了の可否
 - (3) 第3条第1項第4号に該当する者 論文の審査及び合否
- 2 前項の審議に基づく決定は、研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 第1項の審議には、研究科委員会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

第5章 学位記の交付及び論文要旨の公表

(学位記の交付)

第14条 学長は、次の各号に掲げる事項を決定し、大学卒業、修士課程若しくは博士課程前期修了、博士課程若しくは博士課程後期修了又は論文審査に合格した者に、学位記を交付する。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者 教授会の議を経て大学卒業の可否
 - (2) 第3条第1項第2号に該当する者 研究科委員会の議を経て、修士課程若しくは博士課程前期修了の可否
 - (3) 第3条第1項第3号及び第4項に該当する者 研究科委員会の議を経て、博士課程若しくは博士課程後期修了の可否又は当該論文の合否
- 2 学位記は、別記第1号様式から別記第4号様式のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第15条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ウェブサイトにより公表するものとする。

なお、修士の学位を授与したときについても同様とする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与される前に既に公表した場合を除き、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の内容を要約したもので公表することができるものとし、その論文の全文を閲覧する求めがあったときは、本学はこれに応ずるものとする。

- 2 博士の学位を授与された者が行う前項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

(修士及び博士の学位授与の取消し)

第18条 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により当該学位を授与された事実が判明したときは、学長は、研究科委

員会及び大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すことができる。

- 2 前項の委員会における審議及び審議に基づく決定については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記した文書に、諸料金規則に規定する学位記再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、その理由を調査して再交付することができる。

第6章 雑則

(博士の学位授与の報告)

第20条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(細則)

第21条 この規程の施行上必要な細則は、別に定める。

(庶務)

第22条 この規程施行に係る庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第225号）

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（平成23年8月1日規程第53号）

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月19日規程第54号）

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（略）

札幌医科大学学位規程施行細則

平成 19 年 4 月 1 日

(学位論文の受付)

第 1 条 札幌医科大学学位規程（平成 19 年規程第 95 号。以下「規程」という。）第 4 条又は第 9 条の規定により提出される学位論文その他の書類は、事務局学務事務部学務課が受け付けるものとする。

(提出すべき論文その他の書類)

第 2 条 修士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文その他の書類は、次のとおりとする。

- (1) 修士論文審査願（別記第 1 号様式）
- (2) 修士論文
- (3) 修士論文の要旨（別記第 2 号様式）

2 博士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文その他の書類は、次のとおりとする。

- (1) 博士論文審査願（別記第 3 号様式の 1 又は別記第 3 号様式の 2）又は博士（医学）の学位申請書（別記第 4 号様式の 1 - 4 のいずれかに該当する様式）
- (2) 論文目録（別記第 5 号様式）
- (3) 博士論文
- (4) 博士論文の要旨（別記第 6 号様式）
- (5) 履歴書（別記第 7 号様式の 1 又は別記第 7 号様式の 2）
- (6) 参考論文

3 規程第 9 条により提出する者は、前項のほか次の書類を提出しなければならない。

研究歴を証明する書類

(博士論文の審査及び手数料の納付手続き)

第 3 条 規程第 9 条の規定により学位論文等を提出する者は、博士論文の審査及び試験手数料を事務局学務事務部学務課に納付して、その領収書を前条の書類に添えて提出するものとする。

2 納付された学位論文審査手数料は、還付しない。

(審査結果の報告)

第 4 条 規程第 12 条第 4 項の規定により主査が、研究科委員会に報告する論文の審査及び試験結果の要旨は、別記第 8 号様式の 1 及び別記第 8 号様式の 2 によりそれぞれ作成し、規程第 13 条に規定する研究科委員会開催前 4 日以内に、研究科長に提出するものとする。

(不受理又は不合格論文の処理)

第 5 条 研究科委員会の議に基づき、学長が受理することができないと決定した学位論文（その他の書類を含む。以下同じ。）又は規程第 13 条の規定に基づき、不合格と決定した学位論文は、その旨を明記した通知書を添え、速やかに提出した者に返付するものとする。

2 前項の通知書は、親展扱いとする。

(学位記の交付)

第 6 条 規程第 15 条の規定により博士又は修士の学位記を交付する場合は、博士の学位授与決裁簿（別記第 9 号様式）又は修士の学位授与決裁簿（別記第 10 号様式）により、学長の決裁を経て、博士の学位記台帳（別記第 11 号様式）又は修士の学位記台帳（別記第 12 号様式）に登録し、一連の番号を付さなければならない。

2 前項各台帳の取扱要領の細部については、当該各台帳様式の裏面に記載のとおりとする。

(学位記の再交付)

第 7 条 規程第 20 条の規定により学位記の再交付を受けようとする者は、学位記再交付手数料を事務局

学務事務部学務課に納付して、その領収書を別記第 13 号様式による学位記再交付願に添えて提出するものとする。

2 再交付する学位記は、学位記再交付簿（別記第 14 号様式）に登録する。その取扱いは、前条の規定を準用する。

3 納付された学位記再交付手数料は、還付しない。

（論文要旨等の公表）

第 8 条 規程第 17 条の規定により、公表する論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨の公表は、札幌医科大学大学院のホームページで行うものとする。

（論文の公表）

第 9 条 規程第 18 条の規定による論文の公表は、「札幌医科大学学術機関リポジトリ」で行うものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該論文を「札幌医科大学学術機関リポジトリ」で公表するに当たり、本学に対し、「複製権」と「公衆送信権」を許諾するものとする。

3 規程第 18 条の規定により論文の公表を行おうとする者は、規程第 12 条第 4 項に規定する研究科委員会への報告の前までに、最終の学位論文及び次の書類等を、事務局学務事務部学務課に提出するものとする。

(1) 博士論文公表願（別記第 15 号様式）

(2) 博士論文公表用表紙（別記第 16 号様式）

(3) 博士論文全文の電子データ（PDF 形式）

（学位論文の保存）

第 10 条 博士の学位授与の対象となった学位論文、関係書類（参考論文を除く。）及び電子データは、附属総合情報センターにおいて永久に保存するものとする。

（雑則）

第 11 条 この細則に規定されていない事項の取り扱いについては、研究科委員会の決定するところによる。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）（略）

別記第 2 号様式（第 2 条第 1 項関係）（略）

別記第 3 号様式の 1、2（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 4 号様式の 1～4（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 5 号様式（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 6 号様式（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 7 号様式の 1、2（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 8 号様式の 1、2（第 4 条関係）（略）

別記第 9 号様式（第 6 条関係）（略）

別記第 10 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 11 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 12 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 13 号様式 (第 7 条関係) (略)

別記第 14 号様式 (第 7 条関係) (略)

別記第 15 号様式 (第 9 条関係) (略)

別記第 16 号様式 (第 9 条関係) (略)

札幌医科大学学位論文審査規程（平成19年4月1日規程第96号）

（趣旨）

第1条 札幌医科大学学位規程（平成19年規程第95号。以下「学位規程」という。）に基づく学位論文の審査は、この規程の定めるところによる。

（学位の請求又は申請の資格要件）

第2条 学位規程第3条第1項第2号の規定に基づき、修士の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程前期（以下「研究科博士課程前期」という。）に1年6月以上在学し、2年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程前期に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程前期に1年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第3条 学位規程第3条第1項第3号の規定に基づき、博士（医学）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院医学研究科博士課程（以下「研究科博士課程」という。）に3年6月以上在学し、4年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程に4年以上在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程に2年6月以上在学し、3年終了までに所定の授業科目について32単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第4条 学位規程第3条第1項第3号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程後期（以下「研究科博士課程後期」という。）に2年6月以上在学し、3年終了までに所定の授業科目について30単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の授業科目について10単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程後期に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学し、2年終了までに所定の授業科目について10単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第5条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき、博士（医学）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、医学研究科委員会を構成する教授1名以上の推薦又は紹介がなければならない。

- (1) 本学医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30以上の単位を修得して退学した者
- (2) 別表第1の「大学学部等」の欄に掲げる大学等を卒業し、当該大学学部等の区分に応じた同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者
- (3) その他、医学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

第6条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、保健医療学研究科委員会を構成する教授1名以上の推薦又は紹介がなければならない。

- (1) 博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10以上の単位を修得して退学した者

(2) 別表第1に掲げる大学院保健医療学研究科博士課程前期(修士課程)を終了し、同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者

(3) その他、保健医療学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

(研究歴)

第7条 第5条第2号及び第3号の研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間

(2) 大学又は他大学の医学研究科博士課程を退学した者の、当該医学研究科博士課程に在学した期間

(3) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(4) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

第8条 第6条第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学又は短期大学の看護学、理学療法学又は作業療法学専任の職員として研究に従事した期間

(2) 国公立研究機関の看護学、理学療法学又は作業療法学の職員として研究に従事した期間

(3) 本学又は他大学の保健医療学研究科博士課程後期を退学した者の、当該保健医療学研究科博士課程後期に在学した期間

(4) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(5) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

(学位申請研究歴審査委員会)

第9条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき学位論文を提出しようとする者の研究歴を事前に審査するため、それぞれの研究科委員会に学位申請研究歴審査委員会(以下「研究歴審査委員会」という。)を置く。

2 研究歴審査委員会に、若干名の委員を置く。

3 前項の委員は、研究科長が研究科委員会構成員の中から任命する。

4 研究歴審査委員会は、研究科長が必要と認めたときに、第1項の規定による審査を行うものとする。

5 研究歴審査委員会は、第1項の審査を行ったとき、その結果を研究科長に報告するものとする。

(論文の受理)

第10条 学位規程第9条の規定により提出された学位論文は、次のとおり受理するものとする。

(1) 研究科長は、提出された学位論文その他必要な資料を、研究科委員会の会議を招集する1週間前までに各委員に配布する。

(2) 第5条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由及び提出された関係資料について所要の説明をする。

(3) 研究科委員会は、前号の説明の後、無記名投票により当該論文の受理の可否を議決するものとし、議決の方法は、学位規程第13条を準用するものとする。

第11条 前条の規定は、第2条第3号、第3条第3号及び第4条第3号に該当する者に係る学位論文の受理について準用する。この場合、前条第2号中「第5条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由」とあるのは、「指導教授は、当該論文提出者が優れた研究業績を上げた者であるとする理由」と読み替えるものとする。

(論文審査委員会の構成等)

第12条 研究科長は、学位規程第12条第1項の規定により、学位論文審査委員会を設けようとするときは、審査に付すべき学位論文及びその要旨を、研究科委員会の招集予定日の1週間前までに各委員に配布しなければならない。ただし、第10条(前条の規定により準用される場合を

含む。)の規定により論文の受理が決定されたものについては、この限りではない。

2 指導教授又は推薦教授若しくは紹介教授は、前項の研究科委員会において、関係論文の要旨その他必要な事項について説明する。

3 研究科委員会は、前項の説明及び配布された資料に基づき、学位論文審査委員会の構成を定め、論文審査委員を無記名投票により選出する。

(審査の方法)

第13条 学位論文の審査は、論文提出者を出頭させ当該論文の内容の説明を求め、又は論文に関連する事項について試問を行うものとする。

2 学位規程第8条第2項の規定により行う外国語の試験は、前項の審査の前に英語について行うものとする。

3 学位論文の審査並びに学位規程第6条の規定により行う最終試験及び学位規程第8条の規定により専攻学科について行う試験には、学位論文審査委員会の議により、委員以外の教授又は関係者を参加させることができる。ただし、当該委員会の判定に加えることはできない。

(雑則)

第14条 この規程施行上の疑義は、研究科委員会の決定するところによる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。